

第4回

受託者の任務終了事由と
予備的受託者一般社団法人家族信託普及協会 代表理事・司法書士 みやた ひろし 宮田 浩志

✍ 信託法 56 条の理解はとても重要

家族信託においては、老親の長期にわたる財産管理を子世代たる個人が担う中で、受託者を交代せざるを得ない事態を想定する必要があります。

信託法においては、第 56 条に「受託者の任務の終了事由」が定められていますが、この条文を踏まえ、信託契約書の中にも受託者の任務終了事由を謳うケースが多いです。全国の法律専門職が作成した信託契約書のリーガルチェックをする中で、よく見かける信託契約書は次のような条項です。

「受託者が信託法第 56 条第 1 項各号に掲げる事由に該当した場合、受託者の任務は終了する。」

まず、信託法 56 条 1 項各号に掲げる事由を具体的に整理すると、主たる任務終了事由は下記の 4 つになります。

- ① 受託者の死亡
- ② 受託者が後見開始または保佐開始の審判を受けたこと

- ③ 委託者および受益者の同意を得た辞任（信託法 57 条 1 項）
- ④ 委託者および受益者による解任（信託法 58 条 1 項）

なお、信託法が一部改正され、信託行為（信託契約書など）に別段の定めを置くことにより、上記②の任務終了事由でありながら、受託者が後見開始または保佐開始の審判を受けても当然には受託者の任務が終了しないようにすることが可能となりました（同様に、信託法 7 条に規定する受託者の欠格事由についても、「成年被後見人」「被保佐人」が削除され、「未成年者」だけが受託者になることができない旨に変更されています）。

また、信託法 56 条 1 項 2 号の通り、受託者についての「補助開始の審判」や「任意後見監督人選任審判（＝任意後見契約の開始）」は受託者の任務終了事由にはなってはいませんので、受託者が被補助人になったり任意後見制度を利用開始したりした場合にもあえて受託者を交代させたい要望があれば、その旨を信託契約書に盛り込む必要があります。

／ 契約書に盛り込む際に注意すべき文言

よく見かける条項の中で、修正を検討すべき条項を2つほどご紹介します。

一つは、「当初受託者が下記の事由（省略）に該当したときは…」としたうえで、第二受託者、第三受託者の指定を置くケースです。この文言であると、契約書が規定する任務終了事由は「当初受託者」にだけ適用され、「後継受託者」に関しては適用されないと解釈でき、後継受託者に対しては、信託法56条の各条項がそのまま適用されることとなります。あくまで後継受託者を含めた「受託者」全員に対して適用されるような条項を置くことをお勧めします。

また、「受託者の判断能力が低下したとき」「受託者が認知症と診断されたとき」というような受託者の任務終了事由も見かけることがあります。たとえ医師の診断書をもって判断するとしても、受託者の任務終了日がいつかを法律的に特定し難いケースも起こり得ますので、このような条項はお勧めできません。受託者の意思表示を待たずに自動的に任務を終了させたい意図は理解できますが、信託不動産の実務については、後継受託者の名前を登記簿に記載する手続きに際して、旧受託者と新受託者が協力して登記手続を行う必要があるため、旧受託者が自主的に「辞任」をすることと手続き上何ら変わりはないものと考えます。

一方で、受託者が辞任できないような健康状態に陥っているのであれば、信託契約書または信託法に則った「解任」という処理をすべきでしょう。

／ 辞任や解任に関する条項は信託契約書に盛り込むほうがベター

信託契約書に「辞任」や「解任」に関する条項を設けない場合、信託法の規定通りに取り扱われますが、この場合に気を付けなければならないケースがあります。

それは、受益者連続型信託において、「委託者の地位は相続により承継しない」「委託者の地位は委託者の死亡により消滅する」というリスクのある条項を置くケースです（そのような契約書を見かけることが多いです）。このような信託契約書においては、第二受益者以降の後継受益者は、委託者の地位を引き継いでいないということになりますので、「辞任」に関する条項である信託法57条6項の適用を受け、「委託者が現に存在しない場合は、信託法第57条第1項本文の規定は適用されない。したがって、その場合の受託者には、信託行為の別段の定めによる辞任か（1項ただし書）、裁判所の許可による辞任（2項）のみが認められる。」（道垣内弘人『条解 信託法』）ということになります。つまり、信託契約書に辞任に関する別段の定めを置いていない信託において、後継受益者が委託者の地位を承継していないケースでは、「受託者が、受益者のみの同意を得て辞任するという方法をとることはできない」（寺本昌広『逐条解説 新しい信託法』）こととなります。

また、同様に、後継受益者が委託者の地位を承継していない場合、「解任」に関する条項である信託法58条8項の適用を受け、「委託者が現に存しない信託では、受益者のみの意思によって受託者を解任することはできない」（寺本昌広前

掲) こととなります。

このように、信託契約書に適切な条項を盛り込んでいかないと、想定外に信託法の条文の適用を受け、辞任や解任ができなくなるリスクが生じます。そして、それを打開するには、裁判所の許可による受託者辞任の手続きや裁判所による受託者解任の手続きを踏まなければならないという、実務上非常に煩わしい事態に陥る可能性があります。

本連載第2回の「委託者の地位の承継に関する条項」においては、委託者の地位を承継させないことについて、信託不動産に関する登録免許税の適用税率の観点からそのリスクを説明しましたが、受託者の辞任・解任という観点からも委託者の地位を承継させないことのリスクが生じることとなります。筆者および一般社団法人家族信託普及協会では、引き続き家族信託・民事信託を手掛ける法律専門職の中で委託者の地位の消滅条項が出回っていることには警鐘を鳴らしていきたいと考えています。

以上を踏まえて、受託者の交代に際して裁判所の煩わしい手続きを介在させないために、また、受益者が受託者の辞任に同意の意思表示をできないような健康状態になっても対応できるように、信託契約書に別段の定めを置いて、予備的受託者が存在することを前提に「受託者が次順位の受託者の同意を得て辞任したとき」に受託者の任務が終了する旨の条項を盛り込むことをお勧めします。また、予備的受託者の有無に左右されないように、受託者が単独の判断で辞任できるような条項を置くことも検討に値するでしょう。

予備的受託者の指定は一人とは限らない

受託者の任務が終了する事態を想定するとともに考えなければならないのは、交代要員たる予備的受託者です。

家族信託の受託者は、老親の子であることが多いことを考えると、受益者たる老親が80～90代にして、受託者たる子は50～60代が典型例ですが、受託者として信託事務を担うことができない理由は、仕事上の転勤・海外赴任・業務多忙のほか、受託者側の健康上の問題などがあります。

もしもの際には誰が当初受託者から信託事務を引き継いで、老親が安心できる財産管理・生活サポートを実行できるかを、家族会議の中でしっかりと検討してもらうのがよいでしょう。例えば、長男を当初受託者とした場合、実際の予備的受託者は、長男の妻を指定するケースもあれば、長男の子（老親から見れば孫）を指定するケース、当初受託者の兄弟姉妹を指定するケースなど様々です。最も重要なことは、旧受託者から新受託者にスムーズに信託財産および関係資料が引き継がれ、空白期間のない財産管理を実行するには誰が適任であるかを現実的な視点から検討することです。

予備的受託者は、第二受託者までしか指定しないケースもあれば、第三・第四受託者まで指定しておくケースもあります。受益者連続型信託であれば、数十年間継続することも想定されますので、候補者としてあげることができるのであれば、念のため何段階にも指定しておく備えもよいでしょう。予備的受託者として

指定されたとしても、その方に順番が回ってくるまでは何らの責任も義務も生じませんし、嫌ならその時点で就任を拒絶することも可能ですので、信託契約書で指定されること自体にリスクは全く生じません。

なお、老親からみたら孫やひ孫を予備的受託者に指定しておく場合は、信託契約締結時においてはまだ未成年者であることも少なくないので、その場合は「成人に達していることを条件に」という文言を入れ、条件付きの指定をするのもよいでしょう。また、当初受託者の配偶者を予備的受託者に指定する場合は、「当初受託者と婚姻関係が継続中であることを条件に」という条件を付けることもあります。

予備的受託者の選任方法を指定するのも良策

予備的受託者の規定を置いていないケースにおいて、当初受託者の任務が終了した場合、その任務終了時から1年以内に新受託者が就任しなければ、信託契約は強制的に終了してしまいます（信託法163条3号）。そのため、受託者が不在となった際には、信託法62条に基づき受益者が新受託者を選任することになりますが、このとき、もし受益者の判断能力が著しく低下していれば、新受託者を選任できなくなります。したがって、受益者の健康状態に左右されない備えとして、信託契約書において「受益者代理人」を置くことにより、受益者代理人が受益者に代わって新受託者を選任できるような設計にしておくことも検討すべきで

す。あるいは、信託契約書において「信託監督人」を置いて、信託監督人が新たな受託者を選任できるような定めを置いておくことも良策でしょう。

予備的受託者がいない場合の備えも忘れずに

最後に、次のようなケースについても触れたいと思います。それは、子が独身の一人っ子で、義息子や義娘もいなければ孫もいない、親戚関係も疎遠などの事情があるケースです。このように、老親を支えることができるのは実子一人だけで、予備的受託者の候補が見当たらないような場合には、受託者の任務が終了したら、信託の仕組みで老親を支えることができなくなります。その場合は、信託契約を終了させ、状況に応じて成年後見制度（職業後見人による任意後見または法定後見）を利用する事態も想定しておく必要があります。

現実的な問題として、受託者が死亡・大病・交通事故等で倒れてしまうと、信託を終了させ老親本人または後見人等に財産を引き継ぐための清算事務を担う「清算受託者」が必要になります。当該実子以外の家族・親族がないので、家族信託の組成にかかわった法律専門職を信託契約書の中で予備的な清算受託者として指定していくことが現実的でしょう。あわせて、成年後見制度のスムーズな利用もできるように同じ法律専門職を受任者とする任意後見契約を信託契約と同時に交わしておくことも有効な対策となるでしょう。

※下記条文の下線や太字は、重要箇所を示すために筆者が加筆したものです。

(受託者の任務の終了事由)

第56条 受託者の任務は、信託の清算が終了した場合のほか、次に掲げる事由によって終了する。ただし、第2号又は第3号に掲げる事由による場合にあっては、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

一 受託者である個人の死亡

二 受託者である個人が後見開始又は保佐開始の審判を受けたこと。

三 受託者（破産手続開始の決定により解散するものを除く。）が破産手続開始の決定を受けたこと。

四 受託者である法人が合併以外の理由により解散したこと。

五 次条の規定による受託者の辞任

六 第58条の規定による受託者の解任

七 信託行為において定めた事由

2 受託者である法人が合併をした場合における合併後存続する法人又は合併により設立する法人は、受託者の任務を引き継ぐものとする。受託者である法人が分割をした場合における分割により受託者としての権利義務を承継する法人も、同様とする。

3 前項の規定にかかわらず、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

4 第1項第3号に掲げる事由が生じた場合において、同項ただし書の定めにより受託者の任務が終了しないときは、受託者の職務は、破産者が行う。

5 受託者の任務は、受託者が再生手続開始の決定を受けたことによっては、終了しない。ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

6 前項本文に規定する場合において、管財人があるときは、受託者の職務の遂行並びに信託財産に属する財産の管理及び処分をする権利は、管財人に専属する。保全管理人があるときも、同様とする。

7 前二項の規定は、受託者が更生手続開始の決定を受けた場合について準用する。この場合において、前項中「管財人があるとき」とあるのは、「管財人があるとき（会社更生法第74条第2項（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第47条及び第213条において準用する場合を含む。）の期間を除く。）」と読み替えるものとする。

(受託者の辞任)

第57条 受託者は、委託者及び受益者の同意を得て、辞任することができる。ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

2 受託者は、やむを得ない事由があるときは、裁判所の許可を得て、辞任することができる。

3 受託者は、前項の許可の申立てをする場合には、その原因となる事実を疎明しなけ

ればならない。

- 4 第2項の許可の申立てを却下する裁判には、理由を付さなければならない。
- 5 第2項の規定による辞任の許可の裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 委託者が現に存しない場合には、第1項本文の規定は、適用しない。

(受託者の解任)

- 第58条 委託者及び受益者は、いつでも、その合意により、受託者を解任することができる。
- 2 委託者及び受益者が受託者に不利な時期に受託者を解任したときは、委託者及び受益者は、受託者の損害を賠償しなければならない。ただし、やむを得ない事由があったときは、この限りでない。
 - 3 前二項の規定にかかわらず、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。
 - 4 受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、裁判所は、委託者又は受益者の申立てにより、受託者を解任することができる。
 - 5 裁判所は、前項の規定により受託者を解任する場合には、受託者の陳述を聴かなければならない。
 - 6 第4項の申立てについての裁判には、理由を付さなければならない。
 - 7 第4項の規定による解任の裁判に対しては、委託者、受託者又は受益者に限り、即時抗告をすることができる。
 - 8 委託者が現に存しない場合には、第1項及び第2項の規定は、適用しない。



みやた ひろし
宮田 浩志

司法書士

宮田総合法務事務所代表。一般社団法人家族信託普及協会代表理事。

後見人等に多数就任中の経験を活かし、家族信託・遺言・後見等の仕組みを活用した「老後対策」「争族対策」「親なき後問題」について全国からの相談が後を絶たない。

特に家族信託のコンサルティングでは先駆的な存在で、日本屈指の相談・組成実績を持ち、全国でのセミナー講師も多数。著書に『相続・認知症で困らない家族信託まるわかり読本』（近代セールス社）、『図解2時間でわかる！はじめての家族信託』（クロスメディア・パブリッシング）がある。